

3月分月例報告 その3

令和2年4月7日開示 内野経一郎

2018年6月29日に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」は、2019年4月1日から順次施行されることとなり、働き方をどのように変えてゆくか、みんなで認識する機会が必要となりました。

東京第一法律事務所では、別紙1の「労使慣行の革命かー働き方改革の背景ー」の文書にて、これまでの裁判で勝訴判決を獲得した事例を紹介するとともに、2020年2月28日に「働き方改革の現状と方向、労使双方現場の対応について」と題して、特定社会保険労務士でいらっしゃる佐藤寛樹先生にご講演を行っていただく予定で、別紙2のご案内を作成し、郵送いたしました。

しかしながら、昨年12月から「新型コロナウイルス」による感染症が中国を中心に発生し、日本でも患者が発生、増加傾向にあり、死亡者も出ていることから、やむなく講演会を中止といたしました。

ご案内を郵送いたしました方々には、別紙3のご連絡をお送りいたしました。佐藤先生の今回のご講演につきましては、別紙4のような冊子を作成しておりましたので、ご連絡とともにお送りさせていただきました。

今後の働き方改革におけるご参考にしていただければ幸いです。

労使慣行の革命か
—働き方改革の背景—

令和2年1月31日

辯護士 内野 経一郎

職員が内部告発で解雇された事案で、一審（宮崎地裁）で敗れ、高裁（福岡高裁宮崎支部）で逆転の解雇無効の勝訴判決をとったことがあります。

別紙に、この裁判の判例の抜粋を記しておきます。

会社は法的には株主と経営者のもののようですが、我々の慣行、勤労意識では、賃金をもらってさえいれば良いというものではありません。従業員は会社への帰属意識を持って働いています。

社内に不正があり、業績が下がり、会社が潰れたら従業員は給料が無くなり、明日から家族が飢えます。すなわち、会社は従業員のものでもあります。

だから、社内の不正を許さないことは、会社の健全な経営を護る義務であり、一面では従業員の我身を護る権利でもあります。

近年の「働き方改革」で、社員に副業を紹介する会社もあるそうです。

伝統的な今までの労使関係に対する「革命」なのでしょうか。

このような現状を踏まえて、制度の背景と実務の扱いについて、専門家をお招きして勉強会を開催いたします。

皆様のご参加を、心よりお待ちしております。

旬報社1545号・1550号、判例タイムズ1160号

【文献番号】28072676

解雇無効確認等請求事件

宮崎地方裁判所平成10年(ワ)第252号

平成12年9月25日民事第2部判決

判 決

原告 AR一郎

原告 B f 二郎

右兩名訴訟代理人弁護士 内野経一郎 仁平志奈子 中田好泰 北澤香織

被告 宮崎信用金庫

右代表者代表理事 岩切文彦

右訴訟代理人弁護士 斉藤芳朗 江藤利彦 小林孝志

主 文

- 一 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 二 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実

第一 請求

- 一 被告が原告らに対してした平成10年4月10日付け懲戒解雇は無効であることを確認する。
- 二 被告は、平成10年5月11日以降、原告AR一郎に対し、毎月金60万5836円を、原告B f 二郎に対し、毎月金56万0911円をそれぞれ支払え。

第二 事案の概要

本件は、被告が、被告職員である原告らを、被告が管理している顧客に関する信用情報等が記載された文書を不法に入手し、さらに、これらの文書や被告の人事等を批判する文書を外部の者に交付して機密を漏えいし、かつ、被告の信用を失墜させたとして懲戒解雇したころ、原告らが、懲戒解雇事由の不存在及び原告らの行為の正当性等を理由に、右懲戒解雇は懲戒権の濫用にあたりと主張して、解雇の効力を争い、また、賃金の支払いを求めた事案である。

一 争いのない事実

本件懲戒解雇

(一) 被告の就業規則75条2項は、懲戒解雇事由を規定しているところ、本件に関する懲戒解雇事由は次のとおりである。

- (1) 職場内外において窃盗、横領、傷害等刑事犯または、これに類する行為のあったとき (同項4号)
- (2) 業務上の重要な機密を他に漏らしたとき、または漏らそうとしたとき (同項8号)
- (3) その他職務の内外を問わず、金庫の名誉と信用を著しく失墜し、もしくは取引関係に悪影響を与える行為があったとき (同項11号)

(二) 被告は、平成10年4月10日、原告らに対し、辞令を交付して懲戒解雇の意思表示をし (以下「本件懲戒解雇」という。)、さらに、同日付け解雇通知書を原告らに送付した。

右通知書には、解雇の理由として、平成8年11月14日被告の重要機密書類の外部流出が判明し、調査の結果、これは原告らの行為によるものと認定され、当金庫就業規則第75条2項4号、8号、11号に該当する旨の記載がある。

(以下、省略)

裏面に続く

判例時報1804号、旬報社1545号・1550号

【文献番号】28072675

解雇無効確認等請求控訴事件

福岡高等裁判所宮崎支部平成12年（ネ）第192号

平成14年7月2日判決

判 決

原告 AR一郎

原告 B f 二郎

同2名訴訟代理人弁護士 内野経一郎

同 仁平志奈子

同 中田好泰

同 北澤香織

同 山口暢子

被控訴人 宮崎信用金庫

同代表者代表理事 岩切文彦

同訴訟代理人弁護士 斉藤芳朗

同 江藤利彦

同 小林孝志

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人が控訴人らに対して平成10年4月10日付けでした各懲戒解雇はいずれも無効であることを確認する。
- 3 被控訴人は、平成10年5月11日以降毎月末日限り、控訴人AR一郎に対し1か月金60万5836円の割合による金員を、控訴人B f 二郎に対し1か月金56万0911円の割合による金員をそれぞれ支払え。
- 4 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。
- 5 この判決は3項に限り仮に執行することができる。

以下、「事実及び理由」は省略

謝恩 第2回講演会と懇親の集い ご案内

令和2年1月31日

御後援
御指導 いただいている方々へ

東京第一法律事務所
辯護士 内野 経一郎

此度、労使政策、人事政策を外部から評価すると共に、その実務対応をしておられる特定社会保険労務士の佐藤寛樹先生をお招きして、御講演をいただくことになりました。先生は宮崎市出身の後輩で、鹿児島ラサール高校から東京大学工学部を経て大学院修了後、現三菱ケミカル社に研究職として入社され、労働者側の立場を理解された後に管理職役員として使用者側の立場を経験されております。その豊富な経験と知識から、労使双方の立場からの此度の働き方改革の現実的な運用の仕方を解説いただこうと企画いたしました。

寒い時期の夕刻からの開催となり、恐縮ではございますが、皆様方のご参加をお待ちしております。なお、**御出席の連絡は、準備の都合上1週間前(2月21日(金))までに裏面FAXにてお願いいたします。**

記

日 時 令和2年2月28日(金曜日) 午後6時から
会 場 アルカディア市ヶ谷(私学会館) 5階 大雪(全)
(千代田区九段北4丁目2番25号 ☎03-3261-9921)
市ヶ谷駅から東京第一法律事務所への途中左側

午後5時30分より 受付

午後6時～午後7時5分 講演会

演 題 「働き方改革の現状と方向、労使双方現場の対応について」

講 師 社会保険労務士 S A T O H ' s オフィス
特定社会保険労務士 佐藤 寛樹 先生

午後7時 5分～午後7時20分 質疑応答

午後7時30分～午後8時20分 講師を囲んでの懇親会(5階 穂高(西))
(軽食、ソフトドリンクのみです。)

以上

〈講師紹介〉

佐藤先生は、三菱系の会社で

- 1 研究職として研究開発の業務に従事
- 2 その後、管理職として人事評価、管理の業務に従事
- 3 現在は、社会保険労務士として独立

という幅広い御経歴がございます。

働き方改革と称しておりますが、今までの「職務専念義務」から「副業自由」を容認する労働意識革命の様相です。

法の趣旨を生かす労使の現場の心構えと実務上の注意点を御講演いただきます。

令和 2 年 2 月 19 日

お世話になっている皆様方へ

辯護士 内野 経一郎

講演会『働き方改革の現状と方向』中止と 講演レジュメ送付のご案内

2月28日に企画して居りました講演会『働き方改革の現状と方向』は、新型コロナウイルス流行の怖れで中止といたしました。

23日の天皇誕生日の一般参賀取りやめ、東京マラソン一般参加中止、各種集会の自粛など感染拡大の深刻化で影響がさまざまなイベントに広がっていることから、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

ここに講師の特定社会保険労務士、佐藤寛樹先生の講演レジュメをご参考までお届けします。

東京第一法律事務所

〒102-0073
東京都千代田区九段北4丁目1番5号
市ヶ谷法曹ビル505号
TEL 03-3230-4041 FAX 03-3230-4050
E-mail office@uchino-law.com
http://www.uchino-law.com/

令和2年(2020年)2月18日 産経新聞

令和2年

23日の一般参賀取りやめ 天皇誕生日、肺炎拡大防ぐ

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、本大使公邸へ参賀する可能性が高いとされる。高年齢者が多く訪れることも踏まえ、中止を判断したと述べた。すでに天皇、皇后陛下にも報告したという。天皇陛下は23日に60歳の誕生日を迎えられる。23日の一般参賀では、両陛下が午前中に計3回、秋篠宮ご夫妻と長女の眞子さま、次女の佳子さまとともに宮殿の30年12月に行われた上皇の850人が書状を訪問した。大規模の参加者数を誇り、今年は約3万8000人がエントリー。感染の広がりを懸念する。参加料及びチャリティ寄付金は返金されない。また、来年の大会に出場権を得る。参加料及びチャリティ寄付金は返金されない。また、来年の大会に出場権を得る。参加料及びチャリティ寄付金は返金されない。また、来年の大会に出場権を得る。

東京マラソン一般参加中止

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、3月1日の開催の東京マラソンについて、主催する東京マラソン財団は17日、一般参加者の出走を取りやめることを発表し、大会は、男子の東京五輪代表選考会を兼ねる必要がある。東京マラソンは、国内最

令和 2 年 2 月 28 日

働き方改革の現状と方向

～労使双方現場の対応について～

社会保険労務士 SATOH's オフィス
特定社会保険労務士 佐藤寛樹